

教 生 学 第 953 号
平成 30 年 3 月 2 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 川 端 雄 一

児童生徒の自殺予防について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局長から、別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

児童生徒の自殺予防については、これまでも自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）等に基づき、各学校等において取組を進めていただいているところですが、近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、自殺した児童生徒数は高止まりしている状況にあります。

また、本道の児童生徒の自殺は、学年末・学年始めや長期休業明けに多く発生する傾向にあり、悩みを抱えた児童生徒の早期発見など、自殺予防に向けた取組を行うことが重要となっています。

つきましては、「自殺対策強化月間（3 月）」及び学年始めにおいて、各学校等では、相談窓口の周知徹底を行うとともに、別添写しの内容を参考として、児童生徒の自殺予防に向けた取組を適切に行い、児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、自殺を企図する兆候が見られた場合には、保護者や関係機関と連携しながら組織的に対応するなど、特段の配慮をお願いします。

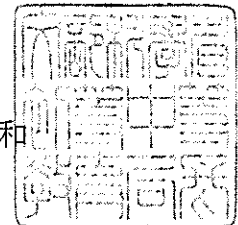
（生徒指導・学校安全グループ）



29文科初第1554号
平成30年2月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く国立大学法人学長
附属学校を置く各公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
高 橋 道 和



(印影印刷)

児童生徒の自殺予防について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

標記については、これまでも自殺対策基本法（平成18年法律第85号）等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところです。

しかしながら、近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、自殺した児童生徒数は高止まりしている状況にあるところです。また、人の目の届きにくい SNS を利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害するという極めて卑劣な事件も発生しています。

自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）においては、「自殺対策強化月間（3月）において、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して啓発活動を推進して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して啓発活動を推進する。あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施する。」と定められています。つきましては、貴職におかれましても、この月間の取組が所期の目的に沿って実施されるよう、下記に掲げる取組を実施するなど、積極的な対応をお願いします。

なお、このことについて、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人学長及び公立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、例えば、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等との連携の上、自殺対策強化月間の3月から長期休業明けの4月にかけて実施することが考えられる。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みを抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校（学年）登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。また、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう「24時間子供 SOS ダイアル」をはじめとする相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、「24時間子供 SOS ダイアル」をはじめとする電話相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校（学級）通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。

(3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等の地方公共団体において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

(4) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

【添付資料】

- 別添1 平成29年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について
(平成30年1月31日社援発0131第2号厚生労働省社会・援護局)

長通知)

- 別添2 自殺対策強化月間ポスター
- 別添3 18歳以下の日別自殺者数(平成27年版自殺対策白書(抄))
- 別添4 24時間子供SOSダイヤル(0120-0-78310)

【参考資料】

- 「子供に伝えたい自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm
- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
- 小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえのない自分
かけがえのない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm

【担当】

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係
電 話 03(5253)4111(内線3298)
FAX 03(6734)3735
e-mail s-sidou@mext.go.jp



別添 1

社援発 0131 第 2 号
平成 30 年 1 月 31 日

文部科学省初等中等教育局長 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

平成 29 年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 4 月 1 日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 11 号）において、自殺対策強化月間を 3 月とし、国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものと新たに規定されました。また、新たな自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められています。

このため、厚生労働省では、別添のとおり平成 29 年度「自殺対策強化月間」実施要綱を作成し、関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに啓発活動及び支援策を強力に推進することとしています。

つきましては、貴省庁におかれましても、実施要綱に基づき、啓発事業の実施や各種相談支援等の取組の推進を図るとともに、貴管下の関係機関、関係団体等に対し、積極的に周知、指導していただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電 話：03-5253-1111（内線 2840, 2838）

担当者：鶴見、伊藤

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp

平成 29 年度「自殺対策強化月間」実施要綱

1 趣旨

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号。以下「基本法」という。）では、3 月を自殺対策強化月間と位置付け、国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとするものとされています。また、平成 29 年 7 月 25 日に閣議決定した、新たな「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）では、自殺対策強化月間において、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して啓発活動を推進し、あわせて、啓発事業によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

基本法及び大綱に掲げる「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、平成 29 年度の自殺対策強化月間においては、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が一体となって、悩んでいる人が支えられ、つながることができる社会を目指し、各種相談事業等を積極的に実施するほか、周囲の人に寄り添える「ゲートキーパー」の行動、役割の普及を重点的に実施します。

また、「座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議」において平成 29 年 12 月 19 日に取りまとめられた「座間市における事件の再発防止策について」に基づく取組を迅速に進めることとします。

2 実施期間

平成 30 年 3 月 1 日（木）から同月 31 日（土）までの 1 か月間

3 実施体制

（1）関係省庁等

厚生労働省、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び地方公共団体

（2）協賛団体

別紙のとおり

4 実施に当たっての基本方針

（1）様々な主体との連携・協力の推進

社会全体で自殺の危険性を低下させる取組を推進する観点から、経済団体、労働団体、職能団体、自殺者の親族等の団体及び支援団体、並びに関係する学会等から、できる限り多くの幅広い協力を得ることとします。

特に、自殺の背景には多様な要因があることを踏まえ、支援を必要としている人に適切に対処できるよう、こうした様々な主体が有機的に連携・協力して相談支援事業と関係施策との効果的な連動を図る等、自殺対策を集中的に実施します。

(2) 国民一人ひとりへの呼び掛け

自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要があります、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自殺対策における国民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、幅広く国民一人ひとりに対して呼び掛けを行います。

(3) 効果的かつ適切な広報手法

国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携し、全ての国民を対象にした、分かりやすく、具体的な自殺対策キャンペーンを実施します。

なお、その際にロゴマーク「いのち支える」の積極的な活用に努めます。

5 主な実施事項

(1) 相談支援事業の実施

ア 厚生労働省において、広く若者一般を対象とした「SNSによる相談事業」を開始します。

イ 自殺対策強化月間中に相談支援事業を集中的に実施するよう幅広く呼びかけます。

ウ 支援を必要としている人が確実に適切な相談支援事業の情報を得ることができるよう、厚生労働省の「支援情報検索サイト」(<http://shienjoho.go.jp/>)への情報集約を行い、周知を図ります。

エ 厚生労働省は、都道府県及び政令指定都市に対して、「こころの健康相談統一ダイヤル」(0570-064-556)の相談の実施日や受付時間の延長等の拡充を呼びかけます。

オ 厚生労働省において、生きにくさ、暮らしにくさを抱える方々の具体的な問題解決につなげることを目的に電話相談を実施している「よりそいホットライン」(被災3県以外 0120-279-338、被災3県 0120-279-226、FAX 番号 03-3868-3811)の連絡先の周知を行います。

カ よりそいホットラインやこころの健康相談統一ダイヤルについて、広く周知を進めることにより、国民の約3人に2人以上が当該相談電話について聞いたことがあるようにすることを目指します。

（２）広報啓発事業の実施

- ア 厚生労働省においては、ポスター、インターネット等様々な媒体を活用した広報事業を実施します。若年層にも訴求するため、若年層の利用率が高いインターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）やＳＮＳを活用した広報を重点的に展開します。
- イ 関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等に対して、厚生労働省における広報とも連動した効果的な広報の実施を呼び掛けます。
- ウ 「ゲートキーパー」としての役割が期待される団体等に対して、「ゲートキーパー」の養成のための取組等を行うよう呼び掛けます。
- エ 国民一人ひとりにおける学びをはじめ、教育の現場での活用や様々な主体が行う啓発事業の取組に資するよう、厚生労働省ホームページにおいて提供している、「ゲートキーパー」養成用の様々な資料等を周知します。
- オ 厚生労働省は、「ゲートキーパー」の行動を周知するために、歌詞を募集し新たに制作、都道府県及び政令指定都市の自殺対策担当課（室）へ配布した「ゲートキーパーソング『空の青いとり』」のＣＤや、「Yahoo!特別企画ページ」に掲載される同曲の活用を市町村等に促し、「ゲートキーパー」の普及を目指します。

（３）座間市における事件の再発防止策に関連する取組

上記（１）（２）に加え、関係省庁は、平成 29 年度「自殺対策強化月間」において、以下の「座間市における事件の再発防止策」について、迅速に取り組みます。

- ア 厚生労働省は、以下の施策により、ＳＮＳ等に対応した相談窓口への誘導を強化します。
 - ・ 厚生労働省ホームページにおいて、メールやＳＮＳに対応した相談窓口を含め、幅広い相談窓口を紹介します。
 - ・ 自殺につながる用語の検索を行った場合において、相談窓口を表示する取組を強化すること等に関し、事業者に対して必要な要請を行います。
 - ・ スマートフォンにおいて、個々の若者の悩みに適した相談窓口を検索して絞り込むことを可能にする取組を推進します。さらに、厚生労働省は、以下の施策により相談対応を強化します。
- ・ ＩＰ電話に対応した公的な相談窓口の設定について検討を行い、速やかに実施に移します。
- イ 警察庁は、以下の施策により、事件の再発防止に取り組みます。
 - ・ 事業者による、自殺に関する不適切な書き込みの自主的な削除等の取組に協力します。
 - ・ 人を自殺に誘引・勧誘する情報等について、サイバーパトロール業務を民間団体に委託して、的確な発見に努めるとともに、インターネット・ホットラインセンターによるサイト管理者等への削除依頼活動を支援します。
 - ・ インターネット・ホットラインセンター及び違法・有害情報相談センターの連

携を図り、両センターにおける適切な対応を強化します。

- ・ 都道府県警察やサイバー防犯ボランティア団体による、ＳＮＳの利用等に起因する犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動を推進するとともに、同活動等を通じてＳＮＳの利用規約等の遵守に関する注意喚起を行います。

ウ 総務省は、以下の施策により、ＳＮＳ等における自殺に関する不適切な書込みへの対応を強化します。

- ・ 人を自殺に誘引・勧誘する情報等の書込みの禁止を利用規約等に明記することに関する事業者への要請について、引き続きフォローアップを実施します。
- ・ e-ネットキャラバンを中心とした青少年のＳＮＳを含むインターネットの適切な利用に関する普及啓発活動を実施します。

さらに、総務省は、以下の施策により相談窓口への誘導を強化します。

- ・ 自殺につながる用語の検索を行った場合において、相談窓口を表示する取組を強化すること等に関し、関係省庁と連携して事業者に対して必要な要請を行います。

エ 法務省は、以下の施策により、相談窓口への誘導の強化並びにフィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた人権啓発活動を行います。

- ・ 自殺願望を表す用語が検索された場合等に、インターネット人権相談受付窓口等を案内するホームページにリンクするインターネット広告を掲出し、若者を効果的に相談窓口につなげる支援の促進を行います。
- ・ 無料通信アプリ等を使用したいじめやリベンジポルノの問題などを盛り込んだ啓発冊子を活用した人権啓発活動を実施するとともに、この取組について法務省ホームページを用いる等して周知広報します。

オ 文部科学省は、平成 29 年度補正予算案及び 30 年度予算案の成立後、各地方公共団体においてＳＮＳを活用した相談体制の構築事業の開始ができるよう、必要な準備を整えます。

また、児童・生徒がインターネットを安全に利用できるように、学校における情報モラル教育の充実を図ります。

カ 経済産業省は、以下の施策について迅速に取り組みます。

- ・ ＳＮＳ事業者や検索事業者による、違法・有害情報の削除の強化及び適切な窓口につなぐ取組を推進します。
- ・ 関係省庁と連携し、教職員に対し、インターネット安全教室への参加を促します。
- ・ 関係省庁と連携し、教育委員会の研修等にインターネット安全教室の講師を派遣しつつ、研修資料を刷新し、インターネットの安全利用に関するリテラシー向上の取組を推進します。
- ・ 「あんしんネット冬休み・新学期一斉緊急行動」における、関係団体・関係事業者によるインターネットの安全利用に関する普及啓発活動を推進します。

(4) 関係団体及び民間団体等からの協力の拡大と連携の強化

幅広い団体に対して呼び掛けを行い、新たな団体等からの協力の拡大を目指すとともに、これまでも協力を得てきた団体との更なる連携の強化を図ります。

(5) 関係省庁等における趣旨の徹底

関係省庁等は、対外的な啓発事業等の実施のみならず、全ての所属職員に対しても本月間の趣旨等を周知徹底します。

(協賛団体) (予定)

- ・公益社団法人日本医師会
- ・公益社団法人日本薬剤師会
- ・日本弁護士連合会
- ・日本司法書士会連合会
- ・日本司法支援センター
- ・一般社団法人日本産業カウンセラー協会
- ・公益社団法人日本精神保健福祉士協会
- ・公益社団法人日本精神科病院協会
- ・公益社団法人日本精神神経科診療所協会
- ・一般社団法人日本精神科看護協会
- ・公益社団法人日本看護協会
- ・一般社団法人日本臨床心理士会
- ・一般社団法人日本介護支援専門員協会
- ・全国知事会
- ・全国市長会
- ・全国町村会
- ・日本商工会議所
- ・全国商工会連合会
- ・一般社団法人日本経済団体連合会
- ・全国中小企業団体中央会
- ・公益社団法人経済同友会
- ・公益社団法人日本青年会議所
- ・公益財団法人日本生産性本部
- ・日本貸金業協会
- ・公益社団法人全国消費生活相談員協会
- ・日本労働組合総連合会
- ・日本アルコール・アディクション医学会
- ・日本うつ病学会
- ・一般社団法人日本産業精神保健学会
- ・一般社団法人日本児童青年精神医学会
- ・日本精神衛生学会
- ・公益社団法人日本老年精神医学会
- ・一般社団法人日本社会精神医学会
- ・一般社団法人日本心理臨床学会
- ・一般社団法人日本心身医学会
- ・日本学生相談学会

- ・公益社団法人日本小児科学会
- ・特定非営利活動法人日本法医学会
- ・公益社団法人日本精神神経学会
- ・日本自殺予防学会
- ・日本公衆衛生学会
- ・日本精神科救急学会
- ・日本総合病院精神医学会
- ・一般社団法人日本睡眠学会
- ・一般社団法人日本臨床救急医学会
- ・北海道旅客鉄道株式会社
- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・西日本旅客鉄道株式会社
- ・四国旅客鉄道株式会社
- ・九州旅客鉄道株式会社
- ・一般社団法人日本民営鉄道協会
- ・関東鉄道協会
- ・全国国立大学附属学校連盟
- ・全国国立大学附属学校PTA連合会
- ・日本私立中学高等学校連合会
- ・公益社団法人日本PTA全国協議会
- ・一般社団法人全国高等学校PTA連合会
- ・全国連合小学校長会
- ・全日本中学校長会
- ・全国高等学校長協会
- ・全国定時制通信制高等学校長会
- ・特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター
- ・特定非営利活動法人教育支援協会
- ・全国人権擁護委員連合会
- ・日本赤十字社
- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会
- ・公益財団法人全国老人クラブ連合会
- ・公益社団法人国民健康保険中央会
- ・一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
- ・独立行政法人労働者健康安全機構
- ・公益財団法人産業医学振興財団
- ・中央労働災害防止協会
- ・公益社団法人日本心理学会

- ・全国精神保健福祉センター長会
- ・公益社団法人日本社会福祉士会
- ・一般社団法人日本いのちの電話連盟
- ・全国理容生活衛生同業組合連合会
- ・全日本美容業生活衛生同業組合連合会
- ・公益社団法人青少年健康センター
- ・特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク
- ・特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センター
- ・自死遺族ケア団体全国ネット
- ・特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター
- ・特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ大阪自殺防止センター
- ・特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ熊野自殺防止センター
- ・一般社団法人社会的包摂サポートセンター
- ・特定非営利活動法人O V A
- ・特定非営利活動法人BONDプロジェクト
- ・特定非営利活動法人Light Ring.
- ・認定特定非営利活動法人3keys
- ・公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
- ・全国SNSカウンセリング協議会
- ・青少年ネット利用環境整備協議会
- ・検索サービスの健全な発展に関する研究会
- ・一般社団法人セーファーインターネット協会

(順不同)

支えを必要としている人がいます



伝えて欲しい、その言葉。



あなたを支えたい人がいます

こころの健康相談統一ダイヤル
おこなう まらうよ こころ
0570-064-556
相談対応曜日・時間は都道府県によって異なります。

さまざまな支援方法を検索できる 支援情報検索サイト
http://shienjoho.go.jp/

よりそいホットライン 24時間対応
フリーダイヤル つなぐ ともえる
0120-279-338
岩手県・宮城県・福島県内からおかけの方
ガイダンスで専門的な対応も受けます。(外国語含む)
通話による聞き取りが難しい方は
ファクシミリでの御相談にも応じております。
FAX **03-3868-3811**

24時間子供SOSダイヤル 24時間対応
フリーダイヤル な ま み い せう
0120-0-78310
各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

詳しくは、厚生労働省 自殺対策推進室のHPや
「いのちつながりFacebook」を御覧ください。

自殺対策

検索



いのち
支える



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

いつでも・誰でも・どこでも「いのち支えるゲートキーパー」とは

変化に気づく

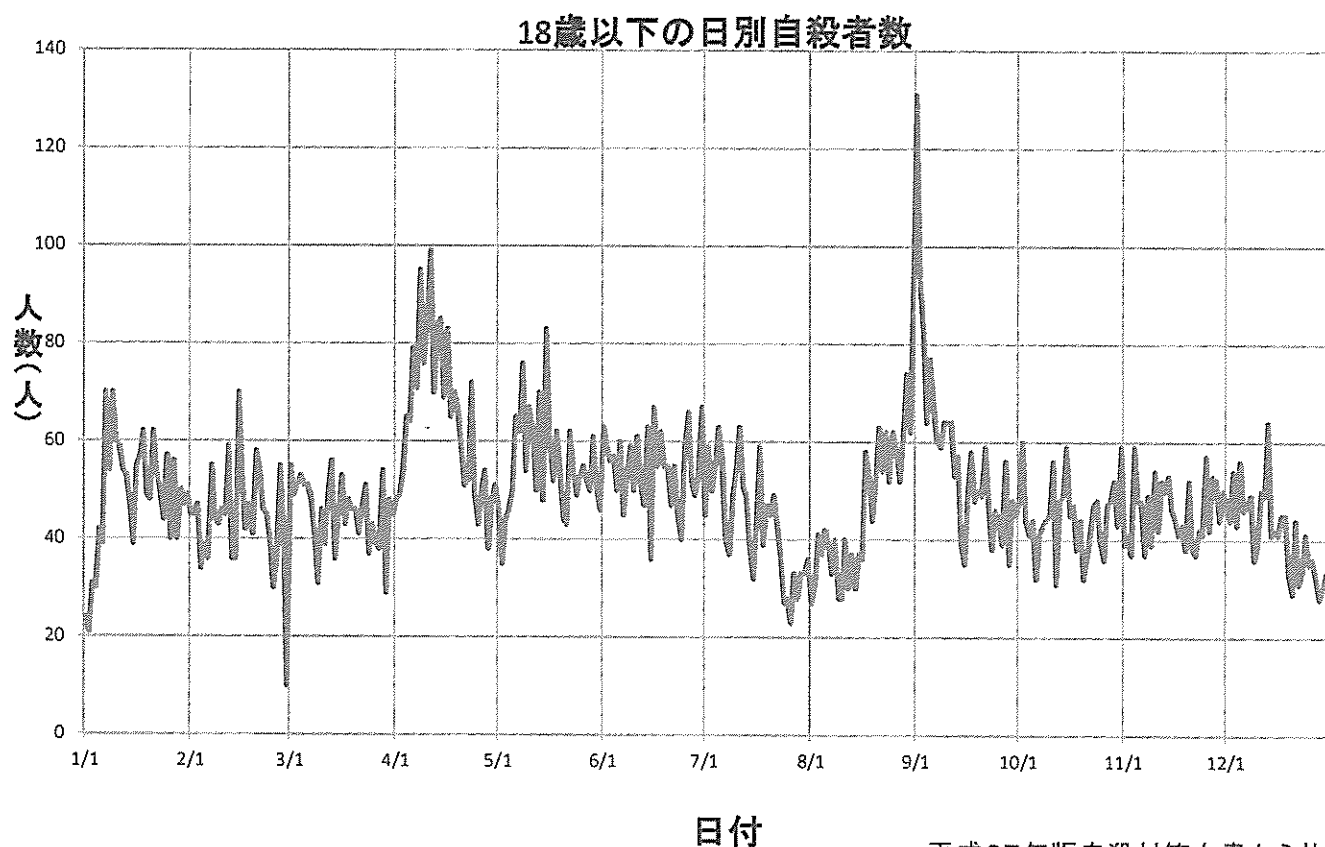
じっくりと耳を傾ける

支援先につなげる

温かく見守る

3月は、自殺対策強化月間です。

18歳以下の日別自殺者数



平成27年版自殺対策白書から抜粋

(過去約40年間の厚生労働省「人口動態調査」の調査票から内閣府が独自集計)

【平成27年版自殺対策白書(内閣府作成)の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域においての対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことは効果的であろう。

誰
か
が
い
る
話
し
た
い
今
、

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞くよ

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう 0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら
いちはやく
☎189番
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番
☎0120-007-110
(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口
(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)

